



島根県報

令和元年8月6日(火)

号外第37号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

告 示

島根県告示第185号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年8月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長			
一般国道	375号	邑智郡美郷町信喜1081番3地先から同地先まで	前	メートル 23.00～ 27.50	メートル 77.50	県央県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅	
			後	27.00～ 39.50	77.50			
県道	安来木次線	安来市飯島町字藤木406番9地先から同529番1地先まで	前	19.53～ 35.82	514.80		道路改良工事 拡幅	
			後	19.62～ 40.23	514.80			
〃	草野横田線	安来市広瀬町東比田2538番5地先から同番34地先まで	前 A	6.27～ 41.64	279.18	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	6.27～ 41.64			279.18
				B	13.31～ 49.97			172.17
〃	益田阿武線	益田市須子町イ283番10地先から同市高津二丁目イ2227番1地先まで	前 A	5.50～ 20.00	886.50	益田県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	5.50～ 20.00			886.50
		B		11.50～ 26.40	716.70			
		益田市須子町イ601番4地先から同市高津二丁目イ2227番1地先まで						

〃	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町釜後川15番1地先から同町釜上大上3番1地先まで	前	A	9.00～ 21.00	285.80	隠岐支庁県土整備局	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ解消 町道移管
				B	11.10～ 54.40	240.60		
			後	B	11.10～ 54.40	240.60		